

令和7年度被覆施設移設等検討事業業務委託 仕様書

1 委託事業名

令和7年度被覆施設移設等検討事業業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

3 業務目的

沖縄県環境整備センター株式会社（以下「環境整備センター」という。）が運営する産業廃棄物管理型最終処分場の安和エコパークは、埋立地が4分割されており、その内、稼働中の埋立地を粉じんの飛散や騒音の漏洩等を防止するため、膜構造の屋根（被覆施設）で覆われている。埋立地が満杯（埋立完了）になると次の埋立地に被覆施設を移設する必要がある、今回の移設については令和9年度に予定している。

本業務は、近年、物価が上昇傾向にある中、被覆施設の移設工法及び被覆の材質・費用の低減・工期の短縮等について、有識者の提言を受けて取りまとめ、被覆施設の移設等を行うことを目的とする。

4 業務内容

以下のとおり、被覆施設移設等の手法について有識者が検討するための「被覆施設移設等検討会議」に係る資料作成及び開催・運営、並びに会議における提言の結果を整理する。整理の段階において、情報収集・調査・ヒアリングの必要が生じた事項について、適切に対応し円滑な会議運営を図る。そして、最終的には、有識者の提言を報告書に反映させる。

(1) 被覆施設移設等検討委員会の設置

「被覆施設移設等検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

検討委員会は、移設工法や産業廃棄物処理施設に精通する有識者4名以上で構成する。そのうち、以下に記載している有識者2名については、委員就任の内諾を得ているため、その他の委員を提案すること。

- ・土木関連有識者…1名
- ・建築関連有識者…1名（沖縄県内在住者より選出）
- ・その他、今回の業務目的を達成するにあたり、必要と考える有識者…1名
検討委員会の設置にあたり、設置要綱の作成、有識者への委員就任依頼を行うこと。

(現在、委員就任の内諾を得ている有識者)

- ・廃棄物関連有識者…2名

(2) 検討委員会の開催・運営

検討委員会を3回以上（1回あたり2～3時間程度）開催することとし、運営に関する事務の全てを行う。

運営の内容は、開催日程調整、委員への連絡、資料の作成、司会進行、委員意見の整理、議事録作成、委員が求める情報や資料等の収集、（必要に応じ）現地視察、経費（旅費、謝礼金）の支出、管理等、運営に関する一切とする。

なお委員の出席について、第1回目の検討委員会については、現場視察等も行うことから沖縄県環境整備センターでの開催を原則とし、2回目以降についてはリモートによる出席も可能とする。

検討委員会における主な検討事項については、主に以下の内容を予定しているが、必要に応じ、変更する場合がある。

<検討事項>

① 被覆施設移設工法及び各工法にかかる技術的な課題について

以下3工法を基本とし、弊社被覆施設移設工事を実施するにあたり、技術的な課題を明らかにし、「費用の低減」及び「工期の短縮」を踏まえたうえで実現可能な工法について検討する。

ア 曳家工法

イ 解体移設工法

ウ 他の処分場で実績のある被覆方式

なお、被覆施設の被覆材等については、既存の素材の他、あらゆる可能性について検討を行うこととする。

これまでの経緯等

第1埋立地から第3埋立地への被覆施設移設の際、予定していた工法について構造計算や地盤の強度等の技術的な検証をしていなかったため、結果として予定工法を実施出来なかった。そのため今回は、2回目の被覆施設移設に伴い、事前に実施可能な工法の課題等について検討を行いたい。

② 効果的な競争入札の公募方法について

なるべく多くの業者が競争入札に参加できるようにどのような工夫ができるか（仕様書の規定の仕方、業者・業界団体への事前の打診等）。

(3) 報告書の作成

検討委員会の内容等を取りまとめた報告書を作成する。

(4) その他、環境整備センターが指示する事項に関すること

5 予算額等

(1) 提案上限額

委託料の提案上限額は、5,651,800円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、必ずしも契約金額とはならない。

(2) 積算の費目は、次のとおりとする

- ア 人件費
- イ 直接経費（旅費、謝金、役務費、使用料及び賃借料、その他特別費）
- ウ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする）
- エ 再委託費
- エ 消費税

※各費目の内訳や積算根拠を明記すること

6 実施体制

当業務は、被覆施設移設等の手法を検討する会議の結果を整理し、報告書作成等を行うものであり、環境整備センターと密接な連携が求められる。そのため、環境整備センターと円滑かつ綿密な調整を行いながら、業務運営できる体制を構築すること。

7 成果物の提出

以下の成果物を、委託業務期間内に提出すること。

- (1) 検討委員会 報告書 8部（フラットファイル又はドッチファイルに編綴）
- (2) (1)の電子データ

8 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県環境整備センターに帰属する。ただし、本委託に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

9 再委託の制限等

本業務のうち、業務全体の管理運営、関係機関との総合調整、確認検査等、統括的かつ根幹的な業務については、契約の主たる部分として、再委託することができない。また、沖縄県から指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に再委託することはできない。

再委託することのできる業務範囲は、複写、印刷等の簡易な業務に限る。

10 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、環境整備センターとの情報共有、意見交換を適宜実施すること。
- (2) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (3) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに契約目的以外に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。